## 訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、極テキスト (択一過去問編) の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。 誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。(青色が追加訂正箇所です。)

## 【不登法Ⅳ】

頁数	問題番号	誤	正
16	45-44	申請人とならない受託者	登記義務者とならない受託者
160	58-31	担保権の件数1件につき	不動産の個数×担保権の件数×
		1,000円である。	1,000円である。
332	67-19	Dの承諾書を添付することは要しな	Dの承諾書を添付しなければならな
		٧٠°	٧٠°
262	64-11 右記のと おり変更	0	
		仮登記を命ずる処分は1筆の土地の一部についても発することが	
		できるが、直ちに仮登記を申請することはできず、前提として、	
		代位により分筆登記を行う必要がある。なお、出題当時は、他の	
		肢との関係から本肢を「×」として全体の正解肢としていたもの	
		と考えられる。しかし、そうすると問題文の「その範囲を明らか	
		に」するとは、たとえば、単に「東側○○平方メートル」という	
		ものではなく、「分筆登記を行う」ということを意味するものと解	
		さざるを得なくなるが、これはあまりに不自然であるため、ここ	
		では、「○」を正解とする。	
68	51-10 解	所有権登記名義人C	所有権登記名義人D
	説2行目		
	・ 4 行目	A又はCは判決により	$A$ 又は $oldsymbol{D}$ は判決により
		0	
326	67-3 右記のと おり解 及を変更	保証人が債権者に代位した場合	、 <u>あらかじめ</u> 抵当権の登記にその
		代位を付記しなければ、その抵	当権の目的である不動産の第三取
		得者に対して債権者に代位することはできないとする民法の規定	
		(旧民 501 I ①)は、平成 29 年改正により <u>削除</u> された。これに	
		よって、改正後は、 <b>第三取得者への所有権移転登記が既にされて</b>	
		<u>いる場合</u> や抵当権移転請求権の仮登記があらかじめされていない	
		場合であっても、保証人の代位弁済による抵当権移転登記の申請	
		<b>をすることが可能となった</b> (令 2.3.31 第 328 号通達)。したがっ	
		て、Dは、平成 23 年 7 月 1 日に代位弁済を登記原因とする甲土	
		地乙区2番の抵当権の移転の登記を申請することができる。	

下記 57-33 ですが、2022 年 11 月 13 日 (日) にシステムの訂正を完了しておりますので、11 月 13 日以降のご受講には差し支えなくご受講していただけます。 なお、発送済テキストには誤りはございません。

	57-33	0	×
12	45-38~ 45-41 (注)	45-38	45-41
		45-39	45-38
		45-40	45-39
		45-41	45-40

## (注) 訂正(並び替え)後の問題及び解答

45-38 信託財産が受託者の固有財産となったことによる信託の登記の抹消を申請する場合には、 信託財産が受託者の固有財産となった旨の登記の申請と同一の書面によって、その申請をし なければならない。

[16-15才]

45-39 信託財産を受託者の固有財産とした場合における登記の申請書には、裁判所の許可を証す る書面を添付しなければならない。

[7-17x]

45-40 信託の終了による信託の登記の抹消は、受託者が単独で申請することができる。(判決による登記及び代位による登記については、考慮しないものとする。)

[23-210]

45-41 Aを受託者とする所有権の移転の登記及び信託の登記がされている甲土地について、Aが不動産の売却をその信託の目的とする信託行為に基づき、甲土地をBに対して売却した場合において、AからBへの所有権の移転の登記及び信託の登記の抹消の申請をするときは、信託財産の処分を信託の登記の抹消の登記原因としなければならない。

[30 - 250]

45-38

信託の抹消登記は、権利の移転・消滅・変更の登記と同時にかつ一の申請によることを要し、信託財産が受託者の固有財産となったことによる所有権の変更登記と信託の抹消登記の申請は、同一の書面によりその申請をする。

45-39 ×

信託財産の固有財産化は、一定の要件を満たせば認められ(信託31 II)、「<u>受託者の固有</u> 財産となった旨の登記」は、<u>受益者</u>を登記義務者、<u>受託者</u>を登記権利者として申請し、<u>裁</u> 判所の許可は要しない。

45-40 ○ 信託の登記の抹消は、**受託者が単独で申請する**ことができる(104 **I**I)。

45-41

信託財産である不動産が第三者に売却され、信託財産でなくなった場合は、当該第三者への所有権移転登記及び信託登記の抹消を申請する。この場合の登記原因は、所有権移転については「<u>年月日売買</u>」とし、信託登記抹消については「<u>信託財産の処分</u>」とする。